

三木市クーリングシェルター等指定施設募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）等の規定に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、クーリングシェルター又はクールスポットの指定に係る民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) クーリングシェルター | 法第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設 |
| (2) クールスポット | 一般の人が涼みどころとして利用できる施設 |

本要項による募集において、クーリングシェルターの指定は必須とし、クールスポットの指定については応募者との協議の上決定します。

2 実施内容

クーリングシェルター又はクールスポット（以下「クーリングシェルター等」という。）に指定された施設は、以下の内容を実施することとします。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと。
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等にクーリングシェルター等の指定に係る施設であることが分かるマークを掲示すること。
- (3) 椅子、ソファ等により一時的に休息できるスペースを設置すること。
- (4) 市がクーリングシェルター等として公表する受入可能人数を確実に受け入れられるよう、人員・設備等の準備を行うこと。

3 応募資格

- (1) クーリングシェルターの指定に係る応募資格は、市内に所在する民間施設で、以下の要件を満たすことが必要となります。

ア 冷房設備を有すること。

イ 環境省が発表する熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートについて、「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、情報の伝達を受けること。

ウ 開放可能日において熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、クーリングシェルターとして当該施設を開放すること。

エ 市がクーリングシェルターとして公表する受入可能人数を確実に受け入れられるスペースが確保されていること。

オ クーリングシェルターに係る指定箇所が無料で利用可能であること。

カ 施設の利用者へ営業を行うなど、営利目的の設置ではないこと。

キ 市とクーリングシェルターの指定に係る協定を締結し、施設の名称、所在地、開放可能日時、受入可能人数の公表に同意すること。

- (2) クールスポットの指定に係る応募資格は、上記(1)に掲げる各要件に加え、以下の要件を満たすことが必要となります。

ア 市とクールスポットの指定に係る協定を締結すること。

イ 開放可能日において、熱中症特別警戒アラート発表の有無に関わらず、クールスポットとして当該施設を開放できること。

クールスポットの指定を受けた場合は、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合にも対応いただく必要があることにご留意ください。

4 施設運用期間

クーリングシェルター等の運用期間は、熱中症警戒アラート等メール配信サービスの運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日とし、運用する時間帯は施設の営業時間とします。

5 応募期間

随時

6 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送により提出してください。

住 所：〒673-0429 三木市上の丸町10番30号

宛 名：三木市役所 健康増進課 健康政策係

電話番号：0794-82-2000

7 申込書提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市及び施設管理者による協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター等運用開始
- (5) クーリングシェルター等施設情報の公表（市ホームページ、広報等）

8 指定の有効期間

指定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、有効期間満了の1

か月前までに双方から申し出がなかった場合には、同一の条件で1年間更新されるものと
し、以後も同様とします。

9 その他

公序良俗に反する、市の取組の趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、クーリン
グシェルター等として指定されない場合があります。